一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町阿須那一八五二（次の図に示す部分に限る。）、一八五三、一八五四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

①　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町**鱒**渕一一一一九の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

①　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市城上町字村友一一一三一、一一一三九から一一一四一まで、一一一四七、一一一六七、一一一七一、一一一八四から一一一八六まで、一一一九一、一一一九三から一一一九五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

①　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百四十八号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十四年六月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年六月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録番号	氏名	登録番号	氏名
410237	小田島行宏	410238	竹田　憲史
410239	清水　翔太	410240	鈴木　康弘
410241	栗林　栄太	410242	古瀬　豪
410243	芦田　一己	410244	渡辺　篤史
410245	多鹿　健介	410246	竹内　雅彦
410247	大須賀　信	410248	河合　初雄
410249	江森　孝雄	410250	森口　真之
410251	竹下　臣五		

○経済産業省告示第百四十九号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十四年六月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年六月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

（変更後）

登録番号	氏名
403803	庄司　桃子
407181	上美谷滝史
407501	淺井　創太

（変更前）

登録番号	氏名
403803	稲垣　桃子
407181	上美谷滝治
407501	上野　創太

○経済産業省告示第百五十号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十四年六月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年六月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録番号	氏名	登録番号	氏名
400094	田野　妤彦	404338	茶谷　勇二
404358	御竿健太郎	404369	横山　弘彰
404371	宇田津和正	404373	大城　昭仁

○国土交通省告示第七百四十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年六月二十六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道57号改築工事（中九州横断道路「大野竹田道路」・大分県豊後大野市大野町田中字横枕地内から同市朝地町下野字胡麻町地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　大分県豊後大野市大野町田中字横枕、字小園及び字犬北、屋原字大又、字羽入、字三反田、字代ノ原、字三寺原、字南、字明布田、字五反、字友高、字祇園原及び字栗ノ木、桑原字加原、字馬場、字楸木、字村木、字鍛冶原、字古屋田及び字加茂田並びに朝地町市万田字尾峰、字宮迫、字マダラセ及び字古市、池田字渡来及び字田ノ平、板井迫字小平田、字早尾、字楸ノ木及び字蔵元、下野字上牛ヶ迫、字狐迫、字姉井迫及び字胡麻町地内

2　使用の部分　大分県豊後大野市大野町田中字小園及び字犬北、屋原字大又、字羽入、字三反田、字代ノ原、字三寺原、字南、字明布田、字五反、字友高及び字栗ノ木、桑原字加原、字馬場、字楸木、字村木、字鍛冶原、字古屋田及び字加茂田並びに朝地町市万田字尾峰、字宮迫、字マダラセ及び字古市、池田字渡来及び字田ノ平、板井迫字小平田、字早尾、字楸ノ木及び字蔵元、下野字上牛ヶ迫、字姉井迫及び字胡麻町地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、大分県豊後大野市大野町田中字横枕地内から竹田市大字会々字平地内までの延長12.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道57号改築工事（中九州横断道路「大野竹田道路」）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道57号改築工事（中九州横断道路「大野竹田道路」）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道57号（以下「本路線」という。）は、大分市を起点とし、豊後大野市、竹田市、熊本市、諫早市等を経由して長崎市に至る延長約313kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する豊後大野市及び竹田市（以下「本件地域」という。）は、農畜産業が盛んな地域であり、農産品としてはカボス等、畜産品としては肉用牛が生産されており、これらの農畜産品は陸上輸送により大分市等へ出荷されている。